

## 学校法人セムイ学園利子補給奨学金交付要綱

### (目的)

第1条 学校法人セムイ学園（以下「本学」という。）の学生及び保護者が金融機関から教育ローン等の融資を受けた学費相当額に対する利子の一部を本学が助成することにより学生及び保護者の経済的負担の軽減を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「教育ローン等」とは、本学への入学金及び授業料等として納入するために、金融機関等から融資を受けたものとする。

### (対象者)

第3条 入学を希望する学生の保護者などの世帯収入が、別表1「利子補給奨学金所得基準額表」未満の世帯のもの。ここでいう世帯とは、生計を同一にするものをいう。

### (利子補給の対象額)

第4条 本学への入学金及び授業料等の額を限度とする。ただし、本学の入学金及び授業料等の額以下の融資を受けた場合は、その融資額を限度とする。また、本学が指定する納付期限後に納付された入学金及び授業料等は対象外とする。

### (利子補給期間)

第5条 利子補給期間は、標準修業年を限度とする。ただし、次に掲げる期間に限り申請に基づき期間の延長を行うことができる。

- (1) やむを得ない事情により標準修業年限を超えて在学し、校長が認める場合
- (2) 本学歯科技工士科から本学専攻科に進学した場合の専攻科の修業年限

### (利子補給利率)

第6条 本学が助成する利子補給利率は、年3.5%を上限とする。ただし、融資利率が年3.5%以下の場合は、その利率とする。

### (利子補給額)

第7条 当該年度に利子補給する額は、償還計画表に基づき、前条の利子補給利率とする。

### (利子補給の停止)

第8条 次の場合、利子補給を停止する。

- (1) 入学後に退学、除籍等により在籍しなくなった場合。ただし、退学、除籍等の後に利子補給を受け取った場合には、該当する金額を返済することとする。
- (2) 当該年度1年間全て休学する場合、休学期間中の利子補給を停止する。

(必要書類)

第9条 申し込みに当たっては、次の書類を本学へ提出するものとする。

- (1) 奨学金申請書 (本校所定様式)
- (2) 教育ローン契約書
- (3) 教育ローン償還計画表
- (4) 保護者が契約者となった場合には、学生との関係を明らかにする書類  
(戸籍抄本など)
- (5) 振込口座届 (本校所定様式)
- (6) 入学金及び授業料「振込金額収書」の写し
- (7) 世帯状況表
- (8) 世帯の所得を証明する書類

(受付期間)

第10条 入学手続き期間を提出期限とする。入学願書提出時に添付する書類は、奨学金申請書及び世帯状況表、世帯の所得を証明する書類とする。その他の書類については申請者へ連絡する。

(学費の支払い)

第11条 利子補給奨学金の対象者となった者の入学手続きにおいて入学金のみの納入、初年度の残り学費は平成23年3月17日までに納入するものとする。

(利子補給奨学金の交付時期)

第12条 本学への入金を確認後、指定口座に振込むものとする。

- (1) 当該年度の学費を一括納付の場合は、4月30日までに指定口座に振込むものとする。
- (2) 当該年度の学費を分割納付の場合は、4月30日及び10月31日までに指定口座に振込むものとする。

別表1 「利子補給奨学金所得基準額表」

扶養親族等の数	所得基準額	
	給与所得者	給与所得者以外
1人	790万円	590万円
2人	890万円	680万円
3人	990万円	770万円
4人	1090万円	860万円
5人	1190万円	960万円

\* 給与所得者 (年金受給者を含む。) の場合、年収は「源泉徴収票の支払金額」になります。

\* 給与所得者以外の場合、所得は「確定申告書の所得金額 (税込)」になります。

【本要綱所得基準額は、日本政策金融公庫「国の教育ローン」基準額を参考に設定しています】